

第 2 4 号 議 案

久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 3 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市社会教育委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項により、下記の者を久留米市社会教育委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学校教育関係者	まつお きょうこ 松尾 京子	久留米市小学校長会	令和3年 7月 1日から 令和4年11月30日まで
社会教育関係者	のぐち ひろふみ 野口 裕史	久留米市校区まちづくり連絡協議会	
	たなか のぞみ 田中のぞみ	久留米市小・中学校PTA連合協議会	
	よしだ ただたか 吉田 忠隆	久留米市スポーツ協会	

久留米市社会教育委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R3.7.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学校教育関係者	さかい まゆみ 堺 麻由美	久留米市小学校長会	※まつお きょうこ ※松尾 京子	久留米市小学校長会
社会教育関係者	ふかやま かずよし 深山 和義	久留米市校区まちづくり連絡協議会	※のぐち ひろふみ ※野口 裕史	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	たかみや りゅうじ 高宮 隆二	久留米市子ども会連合会	たかみや りゅうじ 高宮 隆二	久留米市子ども会連合会
	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市女性の会 婦人会連絡協議会	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市女性の会 婦人会連絡協議会
	うちだ あきこ 内田 明子	久留米市小・中学校 PTA 連絡協議会	※たなか のぞみ ※田中 のぞみ	久留米市小・中学校 PTA 連絡協議会
	さとう みつよし 佐藤 光義	久留米市スポーツ協会	※よしだ ただたか ※吉田 忠隆	久留米市スポーツ協会
家庭教育関係者	いなます ひでこ 稲益 英子	久留米市民生委員 児童委員協議会	◎いなます ひでこ ◎稲益 英子	久留米市民生委員 児童委員協議会
学識経験者	なじま じょうじ 南島 成司	久留米市議会議員	なじま じょうじ 南島 成司	久留米市議会議員
	えむら りな 江村 理奈	久留米大学	えむら りな 江村 理奈	久留米大学
	しいやま かつみ 椎山 克己	久留米信愛短期大学	しいやま かつみ 椎山 克己	久留米信愛短期大学

※は、新任委員

◎久留米市民生委員児童委員協議会所属の委員については、令和3年2月1日～令和5年1月31日である。

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○久留米市社会教育委員条例（抜粋）

昭和 36 年 4 月 1 日

久留米市条例第 11 号

（目的及び設置）

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定により、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

（定数）

第 2 条 委員の定数は、10 人以内とする。

（委員）

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 2 5 号 議 案

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市立学校の臨時休業の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 3 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

児童・生徒の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたため、学校保健安全法第 2 0 条に基づき、学校の臨時休業を行うものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う久留米市立学校の臨時休業の臨時代理について

下記の期間について臨時休業を行うもの。

1 市立中学校

(1) 中学校

令和3年4月28日(水)

(2) 中学校

令和3年6月3日(木)から6月4日(金)まで

○学校保健安全法

(昭和三十三年四月十日)

(法律第五十六号)

(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する 点検及び評価報告書（令和2年度分）について

1 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では、平成20年度（平成19年度分）から、その権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を行っている。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（…中略…）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の実施手法

- (1) 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取組状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかにし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- (2) 点検・評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。
- (3) 点検・評価に当たっては、「教育委員会の権限に属する事務」及び「教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務」のそれぞれを対象とし、教育委員会の会議の活動状況及び教育施策要綱に掲げる施策の進捗状況について整理する。
- (4) 報告書の取りまとめに際して、学識経験者の意見を徴取する。

3 報告書の概要

項 目	概 要
1 はじめに	点検及び評価についての基本的な考え方等を記載。
2 点検及び評価の実施手法	
3 教育委員会の権限に属する事務の状況	教育委員会会議の開催及び運営状況として、議案の処理状況や報告事項の内容などを記載。
4 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況	教育行政の具体的な事務の執行状況について、令和2年度教育施策要綱の事業区分に従って、その実施状況・成果及び今後の方向性等を記載。なお、施策ごとに以下のような構成としている。
【報告書の構成】	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">施策ごと</div> <div style="border-left: 2px solid black; padding-left: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">取組の概要</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">令和2年度に実施した事業の概要及び評価</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点事業シート</div> </div> </div>
5 今後の方向性について	
6 点検・評価に関する学識経験者からの意見	2名の学識経験者の意見を掲載。
参考資料	令和2年度教育施策要綱(抜粋)や学校設置状況・進路状況等の資料を掲載。

4 今年度に意見を徴収する学識経験者（案）

氏名	現在の役職等	備考
喜多 加実代 氏	福岡教育大学 教授	平成30年度から4回目の依頼
大内 毅 氏	福岡教育大学 教授 福岡教育大学附属久留米 小・中学校校長	令和元年度から3回目の依頼

5 今後のスケジュール（予定）

- 7月中旬 教育委員及び学識経験者へ報告書（案）を送付
- 7月28日（定例会） . . . 教育委員からの意見集約、その後修正
- 8月初旬 学識経験者へ、教育委員からの意見を反映した報告書（修正版）を送付
- 8月中旬 学識経験者からの意見書の徴取
- 8月31日（定例会） . . . 教育委員会議決（予定）
- 9月 議会報告（教育民生常任委員会）

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に
関する点検及び評価（令和２年度分）報告書目次（案）

1	はじめに	○ P
2	点検及び評価の実施手法	○ P
3	教育委員会の権限に属する事務の状況	○ P
4	教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況	○ P
①	総括的な考え方	○ P
②	各施策の取り組み状況	○ P
I	「生きる力」を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育	
1	教育改革プランの推進	○ P
II	生涯学び、活躍できる環境を整え、 心豊かな市民生活をおくることができるまちづくり	
1	生涯学習・社会教育の推進	○ P
2	歴史的資源の保護と活用	○ P
3	スポーツの推進	○ P
4	市民の自己学習の場としての図書館づくり	○ P
③	重点事業の推移(令和元－２年度)	○ P
5	今後の方向性について	○ P
6	点検・評価に関する学識経験者からの意見	○ P
①	令和元年度の意見への取組	○ P
②	令和２年度の意見	○ P
	参考資料	○ P

令和2年度に実施した事業の概要及び評価のイメージ（案）

(1) 重点1 わかる授業【学力の保障と向上】

授業改善や校内研修の充実を図り、子どもに基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせるとともに、これらを活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばすことで、授業が分かり、学ぶ楽しさを感じることができる子どもの育成を図った。

また、全ての小・中・特別支援学校で行われている「くるめ学」の学習や外国語教育を充実させるとともに、ICTの活用を一層進め、学力の保障と向上に努めた。

令和2年度に
実施した内容の
総括を記入

◎主な事業の概要と評価

事業名 (担当課)	事業概要	決算額 (千円)	令和2年度の実績
【重点事業1】 小・中学校学力・生活実態調査事業 (学校教育課)	児童生徒の学力等の実態を把握し、分析・考察した結果をもとに授業改善と教員の指導力向上を図る。	〇〇〇〇	重点事業シート (P.**) に記載 重点事業は別シートに 令和2年度実績を記載
令和2年度教育施策要綱から転記			
【重点事業2】 小学校くるめ学力アップ推進事業 (学校教育課)	児童の学力向上をめざし、基礎的・基本的な学習内容の確実な習得と学習習慣の定着を図るために、全小学校を対象に放課後学習会実施の支援、学力向上実践推進校の指定(2校)、全小学校の学力向上コーディネーターを対象に「くるめ授業スタンダード」アドバイザーを招聘した研修の実施を進める。	〇〇〇〇	重点事業シート (P.**) に記載 重点事業は別シートに 令和2年度実績を記載
令和2年度教育施策要綱から転記			
小・中・特別支援学校図書活動の推進 (教職員課)	小・中・特別支援学校の学校図書館の充実を図るため、学校司書を配置する。	〇〇〇〇	司書教諭の職務理解の周知を定例校長会・定例教頭会で行い、読書活動の推進に向けた担当者の資質向上を図った。 重点事業でない場合は 本欄に実績を記載
令和2年度教育施策要綱から転記			
学校事務支援事業 (教職員課)	小・中・特別支援学校に事務補助職員を配置することにより学校事務の支援を行う。	〇〇〇〇	各学校の学級数に応じて事務補助職員を配置して、円滑な学校運営のための、学校事務職員の支援を図った。 重点事業でない場合は 本欄に実績を記載
令和2年度教育施策要綱から転記			

令和2年度重点事業シート（イメージ）

重点事業 9

事業名	中学校英語教育充実事業			担当課	学校教育課	
事業種別 <small>※以下から選択 (新規・拡充・継続)</small>	継続	事業費	H30 決算 9,624 千円	R1 決算 10,619 千円	R2 決算 *,***千円	
事業目的	グローバル化や国際化の進展により、異文化理解や異文化コミュニケーションがますます重要になっていることを踏まえ、英語運用能力の向上及び英語学習に向けての意欲・関心の向上を目指す。					
事業内容	<p>(1) 中学生イングリッシュ・キャンプ事業 ALTと2泊3日のオールイングリッシュによる交流活動を通して、英語の学習意欲を高め、英語の4技能「聞く」「話す」「書く」「読む」を通して、コミュニケーション能力を育成する。</p> <p>(2) 英語検定受検料の負担 中学校3年生を対象に、検定料を全額負担し、生徒が無料で受検できるようにすることで、英語学習の目標設定や進路獲得、将来の目標に向けた契機とする。</p>					
事業目標 成果指標	中学校3年生までの英検3級の取得率が全国平均及び市前年度を超える。	H30 実績 市 32.3 全国 22.0	R1 実績 市 32.9 全国 23.9	R2 実績 市 **.＊ 全国 **.＊	R2 目標値 前年度を超える	
評価	「◎」（達成） 「○」（予定の半分程度の達成） 「△」（未達成） 「×」（未実施） 「—」（コロナの影響により未達成・未実施）				◎	
評価理由	中学校3年生までの英検3級の取得率が全国平均を超える実績となった。					
事業分析	工夫改善事項	イングリッシュ・キャンプでは、英語のゲーム的な要素に加えて、考える活動を加えた内容とした。英語検定受検については、英語の授業における到達目標を明確にした。				
	工夫改善の成果	考える活動を加えたことで、参加生徒のアンケートから「聞き取ったり、感じ取ったりしながら活動した」という割合が5.2%増加した。また、英語の4技能に関する学習到達目標として、英語 Can-Do リストと活用の手引きを作成し周知することができた。				
	工夫改善の課題	生徒の英語に対する興味・関心を高めるとともに、英語運用力をさらに伸ばすことができるようにする必要がある。リスト化した英語学習の到達目標をもとに、授業の展開方法を研究する必要がある。				
次年度以降の事業方針 ※以下から選択（拡充・継続・縮小・廃止）					拡充	
今後の方向性等	新学習指導要領の本格実施を控えて、中学生の英語に対する意欲とともに、英語のコミュニケーション能力の向上を図る。また、英語に対する苦手意識を持たせない効果的な授業のあり方を実践する。					

教育委員会後援事業等に関する報告

R3.5.15からR3.6.11受付分まで

※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	【事前研修】 令和3年7月11日(日) 10:00～16:30 【本研修】 令和3年8月13日(金)9:00～ 8月15日(日)18:00 【事後研修】 令和3年9月12日(日) 10:00～16:30	夏休みキャンプ2021	一般社団法人ウェルネスJAPAN	【事前研修】サンコア(筑後市中央公民館) 【本研修】国立諫早青少年自然の家 【事後研修】サンコア(筑後市中央公民館)	後援	生涯学習推進課
2	令和3年7月11日(日) 10:00～20:30	第45回 ピティナ・ピアノコンペティション 柳川地区予選	全日本ピアノ指導者協会	サザンクス筑後小ホール	後援	生涯学習推進課
3	令和3年9月18日(土)～12月12日(日) 10:00～17:00 月曜日休館(ただし、9月20日は開館)	開館5周年記念 九州洋画II:大地の力-Black Spirytus	久留米市美術館(指定管理者:(公財)久留米文化振興会)	久留米市美術館(本館2階)	後援	生涯学習推進課
4	令和3年6月3日(木)18:00～19:00 令和3年6月7日(月)18:00～19:30 令和3年6月8日(火)18:00～19:00 令和3年6月6日(日)13:00～15:30	スポーツ教室体験会	シンコースポーツ九州株式会社	みづま総合体育館、三潴農村運動広場テニスコート、城島体育館	後援★	体育スポーツ課
5	令和3年6月12日(土)10:00～11:00	城島テニス教室無料体験会	シンコースポーツ九州株式会社	城島テニスコート	後援★	体育スポーツ課
6	令和3年6月11日(金)～13日(日)	令和3年度全九州高等学校体育大会 男子第54回・女子第4回 全九州高等学校自転車競技大会	九州高等学校体育連盟	久留米競輪場	後援★	体育スポーツ課
7	令和3年9月26日(日)14:00～	九州プロレス久留米大会「久留米ば元気にするったい!」	NPO法人九州プロレス	久留米シティプラザ六角堂広場	後援	体育スポーツ課
8	令和3年6月22日(火)13:00～23日(水)16:00	児童図書・優良図書展示会	(株)トーハン九州支店	(株)久留米リサーチ・パーク	後援★	学校教育課
9	令和3年7月25日(日)9:00～17:00	第9回 みらい☆いすをつくらう&Wood Market	けやきとアートの散歩路	津福公園 多目的ドーム	後援	後援

久留米市体育施設(荘島体育館ほか17施設)の指定管理者の募集について

1 次期指定管理者の選定

現在、公益財団法人久留米市スポーツ協会を指定管理者として管理運営を行っている「久留米市体育施設(荘島体育館ほか17施設)」について、指定期間が令和4年3月31日をもって終了することから、次期の指定管理者について、公募による指定管理者候補者の選定手続きを行うもの。

2 対象施設

① 久留米市荘島体育館	久留米市荘島町1番地1
②久留米市西部地区体育館	久留米市大善寺町藤吉434番地
③久留米市旭町テニスコート	久留米市小森野町2551番地5
④久留米市筑後川漕艇場	久留米市瀬下町272番地7
⑤久留米市善導寺公園相撲場	久留米市善導寺町与田183番地4
⑥久留米市西田テニスコート	久留米市梅満町82番地1
⑦久留米市西田体育館	久留米市梅満町70番地4
⑧久留米市山本運動広場	久留米市山本町豊田1337番地
⑨中干出公園内の多目的広場照明設備	久留米市東合川干出町1番地2
⑩大島公園内の多目的広場照明設備	久留米市御井旗崎四丁目5番地1
⑪西国分小学校の運動場照明設備	久留米市諏訪野町1972番地1
⑫荒木中学校の運動場照明設備	久留米市荒木町荒木1918番地1
⑬久留米市北野グラウンド	久留米市北野町今山74番地
⑭久留米市北野テニスコート	久留米市北野町今山74番地
⑮久留米市北野ゲートボール場	久留米市北野町今山74番地
⑯久留米市北野筑後川グラウンド	久留米市北野町大城299番地4地先
⑰久留米市北野武道場	久留米市北野町今山74番地
⑱久留米市北野体育館	久留米市北野町中3275番地

3 指定期間

令和4年度～令和8年度(5年間)

4 スケジュール(予定)

6月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回選定委員会の開催(募集要項等の審議) 告示、公募の広報(ホームページ、広報久留米6/1号)
7月	<ul style="list-style-type: none"> 現地説明会等 質問受付、回答 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 公募(2ヶ月半) 6/15～8/31 </div>
8月	<ul style="list-style-type: none"> 質問受付、回答 申請(応募書類等)受付
9月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回選定委員会による選定(書類審査)

10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回選定委員会による選定（プレゼンテーション審査） ・指定管理者候補者の決定、選定結果公表
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・仮基本協定の締結
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者指定議案の提案

5 選定委員会の構成(予定)

(1) 学識経験を有する者	1名
(2) 施設の管理運営について専門的知識を有する者	2名
(3) 市の職員	2名

久留米市体育施設(田主丸地域)の指定管理者の募集について

1 次期指定管理者の選定

現在、特定非営利活動法人田主丸カル・スポクラブを指定管理者として管理運営を行っている「久留米市体育施設(田主丸地域)」について、指定期間が令和4年3月31日をもって終了することから、次期の指定管理者について、公募による指定管理者候補者の選定手続きを行うもの。

2 対象施設

①久留米市東部運動公園	久留米市田主丸町中尾1270番地
②久留米市田主丸ソフトボール場	久留米市田主丸町常盤1111番地1
③久留米市田主丸武徳館	久留米市田主丸町田主丸65番地2
④久留米市田主丸多目的運動室	久留米市田主丸町田主丸459番地11
⑤久留米市田主丸テニスコート	久留米市田主丸町田主丸57番地1
⑥久留米市田主丸多目的グラウンド	久留米市田主丸町船越193番地2
⑦久留米市田主丸体育館	久留米市田主丸町船越193番地2
⑧久留米市田主丸アリーナ	久留米市田主丸町常盤1111番地1

3 指定期間

令和4年度～令和8年度(5年間)

4 スケジュール(予定)

6月	設置条例一部改正議案の提案(6月議会)
7月	・第1回選定委員会の開催(募集要項等の審議) ・告示、公募の広報(ホームページ、広報久留米7/1号)
8月	・現地説明会等 ・質問受付、回答
9月	・申請(応募書類等)受付 ・第2回選定委員会による選定(書類審査)
10月	・第3回選定委員会による選定(プレゼンテーション審査) ・指定管理者候補者の決定、選定結果公表
11月	・仮基本協定の締結
12月	・指定管理者指定議案の提案

公募(2ヶ月)
7/13～9/13

5 選定委員会の構成(予定)

(1) 学識経験を有する者	1名
(2) 施設の管理運営について専門的知識を有する者	2名
(3) 市の職員	2名

ホストタウン（ケニア・カザフスタン）の取り組みについて

1 五輪事前キャンプ

(1) ケニア共和国

7月23日に開幕する東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたケニア共和国選手団の事前キャンプの概要は以下のとおり。

① 競技・期間等

競技	期間	選手団	主な練習会場
バレーボール（女子）	7/10～7/19	29	みづま総合体育館
7人制ラグビー（男子）	7/11～7/20	23	久留米総合スポーツセンター補助競技場
7人制ラグビー（女子）	7/13～7/22	18	久留米総合スポーツセンター補助競技場
陸上競技	7/15～7/24	16	久留米総合スポーツセンター陸上競技場

② ケニア選手団の新型コロナウイルス感染症対策

- 選手団の行動は練習会場と宿泊先のみ限定するなど、国が示す新型コロナウイルス感染症対策について久留米市と合意した上で事前キャンプを実施する。
- 選手団は、入国前にワクチンを接種する。
- キャンプ期間中、選手等は毎日唾液採取によるPCR検査を行う（県が契約する民間の検査機関に検体を搬送）。陽性疑いの場合は、翌日オンラインにより検査機関指定の医師が問診、再度の検体採取を目視にて確認。陽性確定の場合は、保健所に情報提供のうえ、通常の陽性者と同様の対応を行う。

③ 医療機関との連携

- 市内の主要な医療機関と連携し、選手団への医療サポート、感染症対策等について協力いただくこととしており、現在最終的な調整を行っている。

④ その他

- 8月24日に開幕するパラリンピックについても、久留米で事前キャンプを実施したいとの申入れがあり、現在対応について協議中。
- 市民による事前キャンプの観覧は、場所や日時等を限定して行う。

(2) カザフスタン共和国

5月12日、同国オリンピック委員会から事前キャンプ辞退の申入れにより中止。

2 ホストタウンの取り組み

(1) ホストタウンフレーム切手を販売

6月16日から久留米市内の郵便局等で「久留米×ケニア共和国フレーム切手」、「久留米×カザフスタン共和国フレーム切手」を販売。久留米市と両国の自然や名所の写真がデザインされている。

(2) 市民との交流

感染症対策を徹底しながら、一部事前キャンプの観覧等を行うとともに、以下のような取り組みを予定。

①教育交流

認定された「2020 KURUME CAMP 応援校（市内学校9校）」にて、以下のような取り組みを行う予定。

- ・両国の選手への応援メッセージなどの寄せ書きの作成
- ・オンラインによる選手等と児童との交流を実施

②文化交流

選手滞在中の日本文化の紹介（華道作品、琴などの披露）、日本文化の体験（日本食の提供等）を検討中

中央図書館 ZEB 化等改修工事の実施について

1 概要

(1) ZEB 化改修工事

中央図書館の空調設備は、老朽化が進み更新が必要なため、高効率空調やペアガラス、LED 照明等の省エネ設備を導入し、ZEB Ready（基準エネルギー50%以上削減）の要件を満たす改修工事を行います。

- ・概算工事費：273,973千円（環境省補助金：60,000千円）

【効果等】

- ・温室効果ガス削減（H30年度比▲117t、約53%減）
- ・財政負担の削減：約▲34,060千円（20年間で試算）
- ・既存の公共図書館では全国初の ZEB 認証取得

(2) 内部改修工事

総合窓口設置（1階）や機械・電気設備等の内部改修工事を実施し、多様化する市民ニーズへの対応や図書館サービスの向上を図ります。

- ・概算工事費：17,955千円

【効果等】

- ・各窓口で行っている図書や視聴覚資料の貸出・返却、利用登録等の手続きが、総合窓口の設置により1カ所でできるようになります。
- ・一般室、児童室では、利用者のニーズに沿った図書資料・情報の提供を行い、読書相談機能の充実を図ります。

2 工事期間

令和3年10月～12月まで

※この間、中央図書館は休館します。

3 休館中の対応

- ・移動図書館の運行、団体貸出サービス、視覚障害者等への配送等の一部サービスは継続します。
- ・六ツ門図書館の休館日（毎週水曜日）を開館します。

4 スケジュール

- ・令和3年6月下旬～ 市民への周知
(市ホームページ・LINE、広報久留米、掲示物等)
- ・令和3年10月～12月 工事実施
- ・令和4年1月5日 中央図書館開館予定

民法改正に伴う令和4年度以降の成人式の対応について

1. 概要

平成30年6月、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行される。これを受け、令和4年度(令和5年1月)以降の成人式について、次のとおり対応するもの。

2. 対応案

- (1)対象年齢 20歳(現行どおり)
- (2)開催期日 成人の日の前日(日曜日)(現行どおり)
- (3)式典名称 対象年齢決定後に要検討(例:20歳の成人を祝う会 など)

【参考】20歳とする理由

- ・18歳の多くが高校3年生であり、進学や就職等の進路の選択に関わる大事な時期に当たることから、精神的・経済的余裕がなく、本人にも家族にも大きな負担となり、参加できない人が増える可能性が高いこと。
- ・18歳で全ての権利が現在の成人と同等に認められるのではなく、20歳が引き続き重要な節目となること。(成年年齢は引き下げられるが、飲酒や喫煙できる年齢は今までどおり20歳)

3. 国の動向

- ・成人式は地方自治体の判断で行われるものであるため統一的な指針はないが、「成人式の時期や在り方等に関する分科会」を設置し、世論調査結果等を取りまとめ、自治体の検討に資する情報発信を行っている。
- ・同分科会の報告によると、成年年齢引き下げ後の成人式の対象年齢について、20歳を対象に実施するのが良いと考える者が最も多くなっている。

4. 他自治体の動向 (R3.4月各自治体HPより)

(1)福岡県内

県内29市のうち23市が、成人式の対象年齢は20歳と決定して公表している。(79.3%)

※18歳、19歳を対象とする市町村は無し。

(2)中核市

中核市60市のうち45市が、成人式の対象年齢は20歳と決定して公表している。(75%)

※18歳、19歳を対象とする市町村は無し。

5. 決定後の市民への周知

市ホームページや広報久留米により、市民への周知を行う。

